

# 食事療養費について

当院では、入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)の届出を行っております。  
管理栄養士の管理により、患者さまの年齢、病状によって適切な栄養及び内容の食事を  
適時(朝食 午前8時、昼食 正午12時、夕食 午後6時)適温で提供しています。

## ● 入院時の食事療養の標準負担額(1食あたり)

一般 (70歳未満)	高齢者 (70歳以上)	標準負担額	
一般 下記以外	一般 下記以外	510円 ● 指定難病患者等 300円 ● 精神病床入院患者 260円	
低所得者 住民税非課税	低所得者 Ⅱ	入院期間90日以内	240円
		入院期間91日以以降	190円
—	低所得者 Ⅰ	110円	

## ● 生活療養標準負担額(1食あたり)

居住費：療養病棟65歳以上の方、回復期リハビリテーション病棟の方

		標準負担額		居住費
一般	①一般	510円		370円
	②指定難病患者	300円		0円
低所得者 Ⅱ	③低所得者Ⅱ④⑤以外の方	240円		370円
	④重篤の病状又は治療を要する方	入院期間90日以内	240円	370円
		入院期間91日以以降	190円	
	⑤指定難病患者	入院期間90日以内	240円	0円
入院期間91日以以降		190円		
低所得者 Ⅰ	⑥低所得者Ⅰ	140円		370円
	⑦重篤の症状又は治療を要する方	110円		370円
	⑧指定難病患者・老齢福祉年金受給者	110円		0円

※④⑦対象の方：人工呼吸器、酸素吸入、静脈栄養管理等の医療の必要性が高い方、回復期リハビリテーション病棟が該当します



IMS(イムス)グループ 医療法人財団 明理会

イムス明理会東京町田病院

令和8年4月1日